

議案第 1 5 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 2 2 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 1 2 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 8 1 号を第 8 4 号とし、第 3 0 号から第 8 0 号までを 3 号ずつ繰り下げ、同項第 2 9 号ア(ウ)の表中「3 1 , 0 0 0 円」を「1 9 , 0 0 0 円」に改め、同号イ中「（ア）から（エ）まで」を「（ア）から（オ）まで」に改め、同号イ(ウ)中「1 1 1 , 0 0 0 円」を「次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額」に改め、同号イ(ウ)に次の表を加える。

床面積の合計	手数料の額
3 0 0 平方メートル以内	1 1 1 , 0 0 0 円
3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内	1 4 5 , 0 0 0 円

第 2 条第 1 項第 2 9 号イ(エ)中「非住宅建築物」の次に「（（オ）に掲げるものを除く。）」を加え、同号イ(エ)の表中「4 1 2 , 0 0 0 円」を「3 1 7 , 0 0 0 円」に改め、同号イに次のように加える。

(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建

築物で、モデル建物法により評価したもの 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
3 0 0 平方メートル以内	9 1 , 0 0 0 円
3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内	1 1 8 , 0 0 0 円

第 2 条第 1 項第 2 9 号を同項第 3 2 号とし、同項第 2 8 号ア(イ)の表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、同号ア(ウ)の表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、「3 1 , 0 0 0 円」を「1 9 , 0 0 0 円」に改め、同号イ(ア)の表及び(イ)の表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、同号ウ中「ロ(2)」の次に「又は同号イ(3)及びロ(3)」を加え、同号ウ(ア)の表及び(イ)の表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、同号エの表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、「4 3 2 , 0 0 0 円」を「3 3 4 , 0 0 0 円」に改め、同号オの表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、「1 7 1 , 0 0 0 円」を「1 3 0 , 0 0 0 円」に改め、同号を同項第 3 1 号とし、同項第 2 7 号を同項第 3 0 号とし、同項第 2 6 号中「(平成 2 7 年法律第 5 3 号)」を削り、同号ア(イ)の表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、同号ア(ウ)の表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、「3 1 , 0 0 0 円」を「1 9 , 0 0 0 円」に改め、同号イ中「(平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)」を削り、同号イ(ア)の表及び(イ)の表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、同号ウの表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、「4 3 2 , 0 0 0 円」を「3 3 4 , 0 0 0 円」に改め、同号エの表中「以上」の次に「5 0 0 平方メートル以内」を加え、「1 7 1 , 0 0 0 円」を「1 3 0 , 0 0 0 円」に改め、同号を同項第 2 9 号とし、同項第 2 5 号の次に次の 3 号を加える。

- (26) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 2 条第 1 項又は第 1 3 条第 2 項の規定に基づく

建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能適合性の判定申請手数料 申請 1 件につき次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 3 4 条第 3 項に規定する他の建築物について、同法第 3 5 条第 1 項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
3 0 0 平方メートル未満	1 1 , 0 0 0 円
3 0 0 平方メートル以上 5 0 0 平方メートル以内	1 9 , 0 0 0 円

イ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するとき 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
3 0 0 平方メートル未満	2 6 7 , 0 0 0 円
3 0 0 平方メートル以上 5 0 0 平方メートル以内	3 3 4 , 0 0 0 円

ウ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するとき 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
3 0 0 平方メートル未満	1 0 2 , 0 0 0 円
3 0 0 平方メートル以上 5 0 0 平方メートル以内	1 3 0 , 0 0 0 円

(27) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 2 条第 2 項

又は第 13 条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に伴う建築物エネルギー消費性能適合性の判定申請手数料 申請 1 件につき次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める額を合算して得た額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 3 項に規定する他の建築物について、同法第 36 条第 1 項の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 前号アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

イ 前号イ又はウに規定する場合 前号イ又はウに規定する場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はウに規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額を合算して得た額

(28) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 11 条の規定に基づく軽微な変更に応当していることを証する書面の交付の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書の交付申請手数料 申請 1 件につき次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 34 条第 3 項に規定する他の建築物について、同法第 35 条第 1 項の認定又は同法第 36 条第 1 項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300 平方メートル未満	5,500 円
300 平方メートル以上 500 平方メートル以内	9,500 円

イ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するとき 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	133,500円
300平方メートル以上500平方メートル以内	167,000円

ウ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するとき 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	51,000円
300平方メートル以上500平方メートル以内	65,000円

第2条第2項中「前項第36号」を「前項第39号」に改め、同条第3項中「第1項第38号」を「第1項第41号」に改め、同条第4項中「第1項第52号」を「第1項第55号」に改める。

第3条第1項中「前条第1項第52号」を「前条第1項第55号」に改める。

第5条第4項中「第2条第1項第36号及び第38号」を「第2条第1項第39号及び第41号」に改め、同条第5項中「第2条第1項第36号及び第38号」を「第2条第1項第39号及び第41号」に改め、同条第7項中「建築基準法」の次に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を加え、同条第8項中「第2条第1項第53号から第81号まで」を「第2条第1項第56号から第84号まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。